

京都市告示第233号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成30年7月31日

京都市長 門川 大作

1 申請者

アートチャイルドケア株式会社（代表取締役 村田 省三）

2 申請者の主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川一丁目3番10号

3 事業所の名称

アートチャイルドケア SED スクール京都西院

4 事業所の所在地

京都市中京区壬生淵田町12レジデンスオークラ1F

5 指定する事業の種類

児童発達支援

6 指定年月日

平成30年7月1日

7 事業所番号

2650300235

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）